

# 令和3年度 事業計画書

## I 基本方針

公益財団法人群馬県青少年育成事業団(以下「事業団」という)の目的は「青少年の健全育成に関する諸事業及び青少年団体の育成並びにその事業を行う施設の管理運営を行い、もって本県の次代を担う青少年の健全な育成に寄与する」ことである。

令和3年度は、事業団が群馬県青少年会館の第5期指定管理者となつての2年目となる。事業団の定款及びビジョンに則り、指定管理事業はもとより、自主事業、受託事業を通して、青少年の健全育成の推進と県民サービスのさらなる向上に努める。

## II 実施計画に関する事項

### 1 事業一覧表

事業分類		事業名
A 指定 管理 事業	(1) 青少年等の活動場所の提供事業	青少年等の活動場所の提供事業
	(2) 青少年指導者・ボランティア養成事業	① 子どもふれあいワークショップ
		② 中学生・高校生交流ボランティア体験
		③ 体験活動・ボランティア活動支援センター
	(3) 青少年の交流・体験活動事業	④ ふれあい・ゆうあい交流フェスタ
⑤ 親子ふれあい体験教室		
⑥ 国際交流推進事業		
⑦ 高校生写真講座		
(4) 青少年団体の育成及び指導事業	⑧ 青少年団体活動支援事業	
(5) 情報収集・情報提供システム事業	⑨ ぐんま青少年ねっと	
B 自主 事業	(1) 青少年活動支援事業	① 青少年会館友の会事業
		② ふれあい居場所づくり事業
	(2) 地域連携協力事業	③ 地域連携協力事業
	(3) 補助事業	④ 団体補助
(4) その他	⑤ 財団創立40周年記念事業	
C 受託 事業	(1) 青少年自立・再学習支援事業	① G-SKY Plan
		② 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業

## A 指定管理事業

青少年の健全育成を推進するため、利用者へのサービス提供や、施設・設備の維持管理等の一層の充実に努めるとともに、青少年関係団体、関係機関、学校、地域等との連携強化を推進する。また、新型コロナウイルス感染防止対策に十分留意しながら、諸事業に取り組むこととする。

### (1) 青少年等の活動場所の提供事業

#### ア サービス提供・向上への取組

- a 暖かみのある接遇と団体宿泊研修施設としての教育的効果のある利用者受入業務の実施
- b 各種マニュアルの作成と運用・改善
- c 平等・公平な利用者サービスの提供と開かれた施設・魅力ある施設運営の取組
- d 職員の体験研修の実施と職員間の情報の共有化
- e アンケート調査等の実施とフィードバック
- f 外部研修への参加などサービスの向上に参考となる事例の情報収集
- g 「群馬県域公共施設予約システム」の活用とサービスの改善

#### イ 利用者を増加させるための取組

- a 青少年関係団体、市町村教育委員会、学校、地域、県内企業等への広報活動の積極的な推進
- b 職員によるホームページ随時更新の実施
- c 新規利用団体獲得のため、利用例等のホームページ掲載情報の改善
- d フェイスブック等の SNS を活用した広報活動の実施
- e より効果的な配布先を検討した上での利用者団体への館報・リーフレット等の発送
- f 新聞・ラジオ・県広報紙などのマスコミを利用した PR 活動の実施
- g リピーターを増やすため、アンケートによる聞き取り調査の実施と改善
- h 興味関心を高める体験プログラム等の提供
- i 利用団体の人数等に応じた近隣スポーツ施設との連携
- j 駐車場確保のための近隣施設との連携

#### ウ 施設・設備の維持管理及び修繕の取組

- a 施設・設備における修繕箇所の早急な対応
- b 職員の日常点検による問題箇所の早期発見・早期改善
- c 外部委託業者との、緊急時でも素早い対応が可能な連絡体制の整備
- d 適正な備品管理、植栽等管理、日常清掃、保安業務の実施
- e 利用者との打ち合わせ・オリエンテーションの徹底等によるトラブルの未然防止と職員スキルアップ研修の実施
- f 職員による修繕と必要なスキルアップ研修等の実施

#### エ 緊急時の体制・対応、防災、感染症対策

- a 危機管理マニュアル・消防計画等に基づいた危機管理及び防災対策の実施(消火訓練・避難訓練・地震対策訓練)
- b 新型コロナウイルス感染症に係る対応マニュアル(危機管理マニュアル内)に基づき、感染防止対策実施

- c 危機管理マニュアル・消防計画の検討と改善
- d AEDを使用しての救命講習の実施
- e 不審者対応訓練(防犯訓練)の実施
- f 施設管理維持のための各種講習の受講
- g モニターカメラの活用による防犯対策及び防災対策

**オ 地域団体（住民）との連携や地域貢献への取組**

- a 荒牧町自治会との連携・交流
- b 近隣小中学校、老人福祉施設等との事業及び施設管理面での連携・交流
- c 県内大学等との青少年健全育成事業での連携・協力
- d 県内青少年教育施設との研修実施や情報交換等における連携・協力

**カ その他**

- a **情報公開及び個人情報保護への取組**  
情報公開規程に基づいた情報公開の実施と個人情報保護規程、特定個人情報保護規程に基づいた個人情報の保護の実施。また職員への個人情報保護研修の実施
- b **法令遵守等への取組**  
諸規程整備等並びに法令に基づいた管理運営の実施
- c **環境保全に対する取組**  
節電の実施や資源の再利用などのエネルギーの節約、CO<sub>2</sub>の削減等環境への負荷の低減等に対する積極的な取組

**(2) 青少年指導者・ボランティア養成事業**

各種青少年団体に関わる青少年指導者が、地域で活躍できる資質を高めるため、年齢や経験などの各ステップを考慮した講座や研修会等を行う。また、青少年がボランティア活動に関する基礎的な知識を身に付け、自主的に参加できるよう体験の場を提供する。

**(3) 青少年の交流・体験活動事業**

異年齢、障がいのある人ない人、日本人と外国人、親子など様々な人との交流体験活動を通して幅広い人間関係を学び、親子のきずな等を深めながら、今日的な教育課題でもあるコミュニケーション能力の育成や、国際理解をはじめとする他者を理解し尊重する資質を高める事業を行う。さらに、高校生を対象とした研修会を行い、各自の課題解決と参加者相互の交流を深める事業を行う。

**(4) 青少年団体の育成及び指導事業**

各種青少年団体活動の活性化や指導者の資質向上を支援するため、青少年団体と連携をして各種事業を行う。

**(5) 情報収集・情報提供システム事業**

ボランティア活動に関心のある学校、関係機関、関係団体、青少年等に向け情報発信することや、来館者への情報提供の充実に努めるために、インターネット環境の整備や青少年育成に関する情報収集の推進を図る。

## B 自主事業

群馬県教育委員会の運営方針及び教育の今日的課題を踏まえ、社会教育に求められる課題に対して、公益法人としての本事業団が、これまで培ってきた実績を生かした特色ある事業の実施を通して青少年健全育成の推進を図る。

### (1) 青少年活動支援事業

子どもと関わる体験活動を通して、ボランティア活動の推進や青少年相互の交流を図り、コミュニケーション能力の育成に努める。また、館内の一部を学習室として開放し、青少年の自主的な学習活動を推進する。

### (2) 地域連携協力事業

市町村や県内の各団体、学校等からの要望、要請に対応した各種プログラムを実施するとともに、研修、交流イベント等の実施にあたり、県内の青少年教育施設との連携、協力を努める。

### (3) 補助事業

団体活動の活性化を図るために、会館に事務局を置く5団体へ補助金を交付する。

### (4) その他

本財団が青少年関係者等のご指導、ご支援により順調に発展できたことに深謝し、決意を新たにする。今後、青少年団体への支援はもとより、さらに幅広く青少年の健全育成事業の推進、また、普及、啓発のため、県内の青少年健全育成関係者とともに財団創立40周年記念事業を実施する。

## C 受託事業

県や国の動向を見極め、時代の要請に応えるため、県及び県教育委員会等からの受託事業を積極的に推進する。

### (1) 青少年自立・再学習支援事業

#### ① G-SKY Plan（群馬県教委委託事業）

悩みを抱える青少年及び保護者に対して相談を行い、必要に応じて体験活動を実施するなどして生活を充実させ、不登校やひきこもりからの脱却や社会的自立を支援する。また、高校中退者等の再学習のための相談・支援体制の充実を図り、各種情報の提供を行う。

#### ② 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業（群馬県教委委託事業）

高校中退者等を対象とした学び直しのための学習相談、及び高校卒業程度認定試験受験等のための学習支援を行う。群馬県が国の助成を受け、事業団に委託するもので、G-SKY Planとの連携も重要となる。

## 2 実施計画事業の趣旨・目的、事業内容等一覧表

### A 指定管理事業

事業名	趣旨・目的	事業内容	実施時期等 (予定)	対象・定員等	
<b>(1) 青少年等の活動場所の提供事業</b>	青少年会館の管理・運営をとおして、青少年及び青少年団体の自主的かつ創造的な活動の場を提供し、青少年の健全育成に寄与する。	青少年の活動場所提供業務、会館の施設設備等維持管理業務、予約システムの運用業務、施設利用の承認事務、施設利用料収納事務、広報事務、安全管理業務、職員研修、会計経理給与事務、その他管理運営に必要な業務	通年	活動場所の提供事業の対象： 青少年団体、青少年育成団体、青少年スポーツ団体、企業新人研修等	
<b>(2) 青少年指導者・ボランティア養成事業</b>	① 子どもふれあいワークショップ	子どものいる場所に関わっている(または関心のある)青年を対象に、子どものよりよい関わり方や距離間、「遊び」に対する考え方を学び、地域活動に積極的に関わる人材を養成する。	・指導力向上を目指した講義及びワークショップ等の演習 ・情報交換、交流	2/26(土)	県内在住・在勤の地域活動指導者、青少年団体指導者及び青少年活動に関心のある青年 15名
	② 中学生・高校生交流ボランティア体験	ボランティアの入門として、中学生に対して近隣地域で開催されるイベントにボランティアとして関わる機会を提供し、ボランティアに関する知識や技能を高めると共に、実践活動を通して参加者同士の交流を図る。	・ボランティアに関する基礎的知識の習得 ・ボランティア体験の実施 ・参加生徒同士の交流	8/20(土)～ 8/21(日)	中学生・高校生 15名
	③ 体験活動・ボランティア活動支援センター	青少年及び指導者のボランティア活動に関する情報を収集し、ボランティア活動を希望する青少年等とそれを必要とする学校や青少年団体との連絡調整を行い、活動の機会を提供し活性化を図る。	・ボランティア活動に関する情報収集と提供 ・学校や青少年団体との連絡調整	通年	ボランティアを希望する学校・青少年団体及び地域団体・公民館等ボランティア活動を希望する青少年
<b>(3) 青少年の交流・体験活動事業</b>	④ ふれあい・ゆうあい交流フェスタ	障がいのある人とない人がともにふれあい、ともに活動・交流する楽しさを体験するため、障がいを抱える子ども及びその保護者や支援団体、青少年団体、中学生以上のボランティア、一般県民(当日来場者)などが集まり、「心のバリアフリー」をテーマにフェスタを行う。	・障がい児の活動を支援する団体等との連絡調整 ・実行委員会組織の設置 ・ボランティアの募集及び研修の実施 ・「ふれあい・ゆうあい交流フェスタ」の内容検討及び実施	実行委員会 4回 事前研修 10/16(土) 交流フェスタ 10/17(日)	ボランティアを希望する中学生以上、青少年団体、障がい児の活動を支援する団体、周辺施設、一般県民
	⑤ 親子ふれあい体験教室	ものづくり等、親子共同作業を通して、親子や参加者同士のふれあいを深める。また、参加者同士のレクリエーションにより、子ども同士、親同士の交流を図る。	・親子でのものづくりとレクリエーション	7/24(土) 10/30(土)	県内在住・在学の 小学3～6年生親子 各回10組 20名
	⑥ 国際交流推進事業	小学生に対し、他国文化の魅力や違いを感じ取ると共に、自国を見つめ直す機会を提供する。また、外国人講師等とのふれあいや参加者同士の交流を深め、コミュニケーション力を高める。	・外国人講師等による文化体験 ・参加者同士の交流プログラム	11/27(土)	県内在住・在学の 小学3～6年生 15名
	⑦ 高校生写真講座	グループ活動による撮影および制作を通して参加者同士の交流を深める。また、撮影に関するモラルや技術を高める機会を提供する。	・写真撮影を通しての交流 ・デジタルカメラの基礎知識、技術の習得 ・グループワークによる組写真の制作	9/4(土)	県内在住の高校生 40名 講師等 10名
<b>(4) 青少年団体の育成及び指導事業</b>	⑧ 青少年団体活動支援事業	各青少年団体との連携を深め、共催事業や連携事業を行い、各青少年団体の活性化や指導力向上を支援する。	・夏休み宿題おたすけ隊 ・青少年団体の情報収集 ・青少年団体が主催する事業の支援、協力 ・群青連協加盟団体に担当配置	8/1(日)	夏休み宿題お助け隊 県内在住・在学の 小学1～6年生 50名

提供システム事業 (5) 情報収集・情報	⑨ ぐんま青少年ねっと	ホームページ・ブログ・SNSにより青少年会館及び、青少年健全育成事業の情報を発信する。また、学習コーナーを設置して会館利用者に対してインターネットが利用できるパソコンの無料開放を行い、青少年の情報活用の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会館運営、事業開催情報の提供</li> <li>・ホームページ等の日常管理</li> <li>・ホームページのスマートフォン対応</li> <li>・学習情報コーナーの無料開放</li> <li>・事業に関するデータベースの管理と運用</li> </ul>	通年	青少年、青少年指導者及び地域住民
-------------------------	-------------	---	--	----	------------------

## B 自主事業

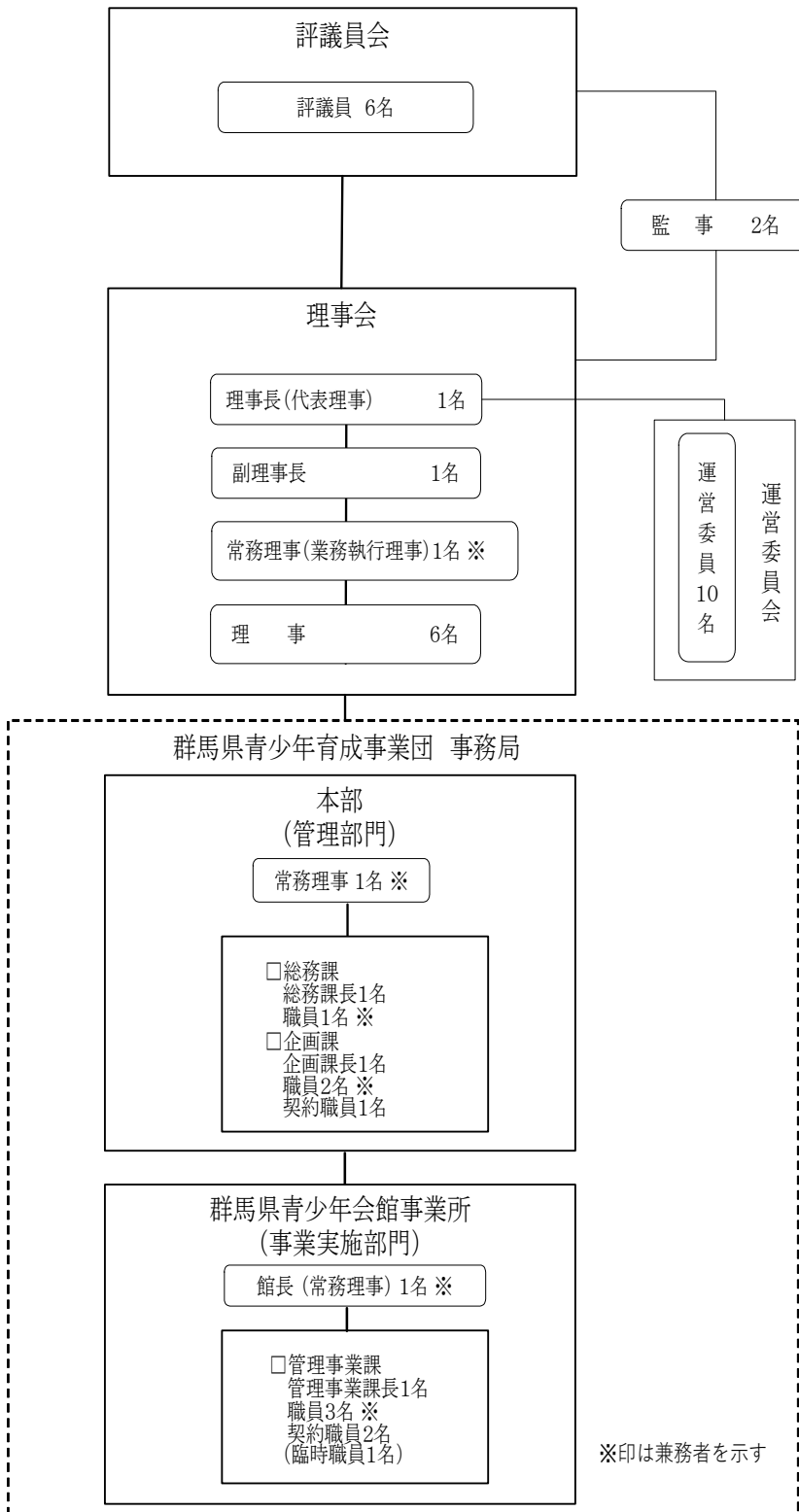
事業名	趣旨・目的	事業内容	実施時期等	対象・定員等	
(1) 青少年活動支援事業	① 青少年会館友の会事業	会館を拠点とする「青少年会館友の会」に、青少年健全育成の指導者として施設ボランティア・事業ボランティアの活動実践の場を提供したり、共催事業により友の会が企画する児童の体験活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆめすくーる（小学生対象の体験教室）</li> <li>・会館事業へのボランティア参加</li> </ul>	10月～12月 4～6回 通年	高校生以上の青年指導者等
	② ふれあい居場所づくり事業	学校の夏・冬の長期休業期間に、自主的な学習への支援として青少年会館を学習の場として開放する。また、通年で個別学習ができるコーナーや児童等が利用できる本や遊具等を配置し、来館者の交流を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業期間における自主学習室の開放（1室）</li> <li>・児童等が遊具等で遊んだり、個別学習ができたりする交流スペースの通年設置</li> <li>・児童向け図書、遊具の常設</li> </ul>	通年 (学習情報コーナー) 夏季・冬季休業期間 (控室)	小学生・中学生・高校生・大学生・一般社会人、自由参加
(2) 地域連携協力事業	③ 地域連携協力事業	市町村や県内団体及び学校等の事業と連携し、ニーズに対応した体験活動や研修を受け入れたり、県内で開催されるイベント等に参加したりして、地域との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等からの施設見学や職場体験への協力</li> <li>・社会教育施設及び青少年団体等が主催するフェスタ等へのブース出展及び運営協力</li> <li>・県内ボランティア団体が主催する教育プログラムの共催協力</li> </ul>	通年	県内小・中・高校・社会人
(3) 補助事業	④ 団体補助	団体の活性化を図るために、会館に事務局を置く5団体へ補助金を交付する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局運営用補助金の交付（4万円×5団体）</li> </ul>	—	—
(4) その他	⑤ 財団創立40周年記念事業	本財団が青少年関係者等のご指導、ご支援により順調に発展できたことに深謝し、決意を新たにする。今後、青少年団体への支援はもとより、さらに幅広く青少年の健全育成事業の推進、また、普及、啓発のため、県内の青少年健全育成関係者ととともに財団創立40周年記念事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記念誌発行</li> <li>・記念式典</li> <li>・記念祝賀会</li> </ul>	1/22(土)	財団法人群馬県青少年会館及び公益財団法人群馬県青少年育成事業団関係者、青少年団体関係者、県・市町村関係者等

C 受託事業

事業名		趣旨・目的	事業内容	実施時期等	対象・定員等
① 青少年自立・再学習支援事業	① G-SKY Plan	悩みを抱える青少年及び保護者に対して相談を行い、必要に応じて体験活動を実施するなどして生活を充実させ、不登校やひきこもりからの脱却や社会的自立を支援する。また、高校中退者等の再学習のための相談・支援体制の充実を図り、各種情報の提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーターの配置</li> <li>・青少年とその保護者・学校からの相談対応</li> <li>・体験活動受入事業所等の情報収集、連絡調整</li> <li>・体験活動のコーディネート</li> <li>・再学習支援のための各種情報の収集、提供</li> </ul>	通年 進路相談会 8/29(日) 10/23(土) 相談対応等は通年	不登校や非行等の悩みを抱える生徒及びその保護者等、ひきこもりやニートの青少年及びその保護者等
	② 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業	高校中退者等を対象とした学び直しのための支援を行う。 高校卒業程度認定試験等に関わる相談及び情報提供と、希望者に応じて会館での学習支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習相談 学びに応じた教科書や副教材の紹介、高卒認定試験の紹介、教育機関や修学のための経済的支援の紹介等</li> <li>・学習支援 青少年会館を活用し、高卒認定試験等の受験を目指す学習者に対して個別に学習支援を行い、学習者の自立を促す。</li> </ul>	通年	高校中退者等及びその保護者・関係者

### III 管理運営体制に関する事項

#### 1 組織図





## 2 職員勤務体制

4週8休のローテーション勤務を行う。また、群馬県青少年会館の1日の開館時間が9時～22時であることと、宿泊利用もあることなどから1日の中でシフト勤務を行う。

## 3 責任体制

事業団全体の最高責任者は、理事長（非常勤）であり、常に連絡が取れる体制を取る。

群馬県青少年会館運営の管理部門（指定管理事業の企画、会計、経理、人事等）を担当する事務局の責任者は、常務理事とし、総務課長、企画課長を課業務の責任者とする。

また、群馬県青少年会館運営の事業実施部門（指定管理事業の実施、施設運営等）の責任者は館長（常務理事兼務）とし、管理事業課長を課業務の責任者とする。各責任者とは、常に連絡できる体制を取る。

## 4 人材育成

適正人員と適材適所の配置を行い、さらにマルチスタッフ化（1人で多くの業務をこなせる人材養成）等各種職員研修を積極的に行い、必要な資格の取得も積極的に受講できる体制を取る。